

葛木御歳神社崇敬会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は葛木御歳神社崇敬会と称する。

第2条（所在地）

本会は事務所を奈良県御所市東持田269番地 葛木御歳神社事務局に置く。

第3条（目的）

本会は葛木御歳神社を崇敬する心と奉贊を以て、神社と鎮守の森を維持管理し、祭儀や伝統を守り伝えることを目的とする。

第4条（方針）

本会は前条の目的達成の為の諸行事を行い、又、会費等を收受し、神社および鎮守の森の維持管理及び運営費用に充当する。

第2章 会 員

第5条（会員資格）

本会の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体を会員とする。

第6条（会費）

本会の会員は次の4種とする。

- (1) 正会員 年会費5,000円以上納付するもの。
- (2) 法人会員 年会費10,000円以上納付する各種団体。
- (3) 家族会員 正会員の家族で、年会費2,000円以上納付するもの。
- (4) 永年会員 正会員として会費10万円以上の納付により、一代限りの永年会員とする

第7条（会員の待遇）

- (1) 会員之章を交付する。
- (2) 正・準会員、法人会員には、年末に御歳神社の神札を、正会員、法人会員には、「御歳神さまの御幣」を御歳神社の神札と、古来より伝わる「御歳神の御幣」を授与する。
- (3) 御歳神社の祭事への案内を送付する。
- (4) 希望者に御歳神社だよりを送付する。
- (5) 神社崇敬者台帳に登録し、神前において毎月1回無病息災・家内安全を祈願する。
- (6) 毎年1回崇敬会大祭を執り行う。

第3章 役員

第8条（役員）

本会は次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 相談役 若干名

第9条（名誉会長）

本会に名誉会長を置き、葛木御歳神社名誉宮司をもって名誉会長とする。

第10条（役員の業務）

役員は次の業務を担当する。

- (1) 会長：本会会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長：会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (3) 理事：役員会を組織し、本会の会務を議決し、これを執行する。
- (4) 監事：本会の会計及び会務の執行を監査し、その監査結果を定時総会に報告する。
- (5) 相談役：会長経験者とし、運営上の諸問題や重大な事項について助言する。

第11条（任期）

任期は総会開催日以降3年間とし、再任を妨げない。

第12条（役員の選出方法）

会長、副会長、監事の選出は、役員会により推薦し、崇敬会総会の承認を以て選出する。

第4章 会議

第13条（総会）

本会の最高意思決定機関は全員総会とする。

第14条（総会の開催）

総会は定時総会及び臨時総会とする。

- (1) 定時総会は年1回崇敬会大祭日にこれを開催する。
- (2) 臨時総会は役員会が必要と認めた時、これを開催する。

第15条（総会議決が必要な事項）

次の各号の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員の選任
- (3) 年会費等会費の規定の制定並びに改廃
- (4) 決算の承認

(5) その他総会の決議が必要であると役員会が認めた事項

第 16 条 (役員会)

役員会は会長の召集により、隨時開催する。

第 5 章 事務局

第 17 条 (事務局)

本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

(1) 事務局長 1名

事務局長は、葛木御歳神社職員をもって充て、会長の指名を受け、本会の事務を掌握する。

(2) 会計 若干名

会計は、役員会と事務局長が協議の上任命し、本会の会計事務に従事する。

第 6 章 会計

第 18 条 (会計年度)

本会の会計は4月1日に始まり3月末日に終了する。

第 19 条 (資金)

本会の経費は会員の会費、寄付金及びその他の雑収入を以て支弁する。

第 20 条 (会計)

本会の会計は会計担当が統轄する。会計担当は本会会計の状況について定期的に役員会に報告する。

第 21 条 (決算)

本会の収支決算は、毎年会計年度終了後会計が作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第 7 章 会則

第 22 条 (会則の改廃)

この会則の改廃は総会の議決により行う。

附 則

(附則)

1. この会則は平成21年4月12日より施行する。

2. この会則は平成22年4月18日、平成31年4月16日、令和3年4月11日に一部改正した。

以 上